

## 島根地方最低賃金審議会 第419回会議 議事録

- 1 日 時 令和3年3月16日(火) 午前10時25分～午前11時05分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第1、2会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名  
労働者代表委員 出席5名 定数5名  
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○ 特定最低賃金改正の申出の意向表明について  
○ 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について

【会 長】 只今から、島根地方最低賃金審議会第419回会議を開会します。  
はじめに、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料等につきまして、ご確認をお願いいたします。本日は、会議次第が1枚、会議資料として赤いインデックスのナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしております。

資料ナンバー1が6枚もので、6件の特定最低賃金の「改正の申出について」とあります意向表明文書の写し、資料ナンバー2が、片面印刷1枚で、「令和3年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数」。資料ナンバー3が2枚もので、「最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請書」の写し。以上が本日の資料となります。

【会 長】 事務局から、定足数について説明してください。

【指導官】 それでは、本日の委員の出席状況について事務局から報告します。

本日は、委員の皆様全員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は、有効に成立しますことを報告します。

【会 長】 本日の会議及び議事録については、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条及び第7条第2項を適用して公開とします。事務局から公開の状況について説明してください。

【指導官】 本日の会議は、島根地方最低賃金審議会運営規程により公開手続きをとりましたが、傍聴希望はありませんでしたので、報告します。

【会 長】 それでは、会議次第2、倉持労働局長から開会に際し、ご挨拶があります。よろしく申し上げます。

【局 長】 おはようございます。本日はお忙しい中、審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素から労働行政の運営につきまして格別のご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

今年度の最低賃金の審議につきましては、感染症の影響下という、例年とは全く異なる状況の中でございましたが、会長をはじめ委員の皆様の熱心なご審議によりまして、島根県最低賃金及び改正申出のありました5業種の特定最低賃金につきまして、全て全会一致での答申をいただいたところでございます。

島根県最低賃金の審議では、中央で目安が示されない中で、プラス2円の792円とする答申を、全国でも先駆けていただき、昨年に続いて10月1日の発効となりました。特定最低賃金につきましても、早期に結審をいただきましたことから、12月5日までに5業種の特定最賃が発効となりました。委員の皆様のご尽力、あらためて感謝申し上げます。

労働局といたしましては、各方面のご協力をいただきながら改定された最低賃金の周知を行いますとともに、履行確保のための監督指導に取り組んでいくところでございます。

また、中小企業及び小規模事業者が、賃上げを行い易くするための環境の整備が重要であることから、業務改善助成金やキャリアアップ助成金等の活用促進や、委託事業の働き方改革推進支援センターの窓口相談など、中小企業・

小規模事業者の生産性向上のための支援や、下請け等中小企業の取引条件の改善を図ることとしております。

本日の審議会では、令和3年度の審議に向けた内容が予定されております。

島根労働局におきましても、審議会の事務局として円滑な運営に努めてまいりますので、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会 長】 ありがとうございます。

では、続きまして会議次第3、特定最低賃金改正の申出の意向表明について、事務局から説明してください。

【室 長】 島根県特定最低賃金改正の申出の意向表明について、報告と説明をいたします。

特定最低賃金は、最低賃金法第15条第1項において、「労働者又は使用者を代表する者は、労働局長に対し、最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。」と規定されています。

申出があった場合、事務局では最低賃金基礎調査を行う必要がありますので、例年3月に申出の意向について、文書で表明していただいております。

資料ナンバー1をご覧ください。本年3月2日に労働者を代表する者から島根労働局長に対しまして、「島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」外5件の島根県特定最低賃金改正の申出の意向表明がありましたので、審議会に報告させていただきます。この6件につきましては、今後所要の手続きを進めてまいります。

改正の申出については、申出書の審査時間を十分に確保し、その後の審議会と専門部会を円滑に推進していくために、申出の時期は7月の末日となっておりますが、できれば令和3年7月23日の金曜日を目途としてお願いしたいと思います。意向表明されました関係労働者代表の皆様には、申出の要件に従い、所要の準備をよろしくお願いいたします。申出の際はあらためて審議会にお諮りいたします。

申出の要件となります適用労働者数については、この後、賃金指導官が説明いたします。

以上、局長に提出されました意向表明についての報告及び今後の説明をさせていただきます。

次に、申出の意向確認は、審議会の場で、審議会として労使の各委員に対して行うこととされていますので、この後、労使委員の皆様から新設及び廃止の申出の意向があるかどうか、ご確認をいただければと思いますのでよろしくをお願いします。

【会 長】 只今の説明について、ご質問等はございますでしょうか。

(「ありません」)

では、本日の会議では、審議会における年間審議スケジュールの大まかな把握・調整をするという目的がありますので、労働者側・使用者側委員からの申出意向の有無も確認することになります。

労使各委員で、ただ今、事務局から報告がありましたもの以外の新設等の申出の意向がありますでしょうか。

(「ありません」)

無いようですので、次の議題に移ります。

会議次第4、特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について、事務局から説明してください。

【指導官】 令和3年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数についてご説明いたします。

赤いインデックスの資料ナンバー2をご覧ください。

こちらの表は、島根県において特定最低賃金が設定されている6業種の、適用使用者数と適用労働者数の令和3年度の数値となります。また、表の中の

括弧内の数字は令和2年度の数値となります。

それでは、適用使用者数と適用労働者数の算出方法について説明いたします。

まずは、6業種のうち、「百貨店、総合スーパー」と「自動車（新車）小売業」を除く4業種、資料ナンバー2の表の上から4つ目までの産業についてでございます。

こちら4業種の適用労働者数の算出に当たっては、平成28年経済センサスを経済産業省のほうで整備した平成30年次フレームを基礎資料とした上で、当局において、それ以降の倒産情報のデータ等から廃止した事業場数と労働者数とを除き、また、最低賃金基礎調査の結果から産業分類の変更についての該当があれば、これについての業種変更について調整し、見直しを行い集計しております。

さらに労働者数につきましては、最低賃金基礎調査結果を分析し、年齢、業務などによる適用除外となる者について、調査の母集団数との割合から適用除外労働者の推計値を導き出し、これを最終的に差し引いたものを適用労働者数としております。

次に6業種のうち、「百貨店、総合スーパー」につきましては、最低賃金基礎調査結果や当局における事業場台帳の記録等の情報から算出し、労働者数については先に説明しました4業種と同じく、最終的に適用除外となる者の推計値を除いて出た値を適用労働者数としております。

最後の「自動車（新車）小売業」につきましては、平成28年経済センサスのデータを基に平成29年12月に実施した当局における事業所調査の結果を基本ベースに、そこから現在までの新設、廃止、業種変更などの情報を事業場台帳から得たもので更新して算出し、労働者数については外のものと同じく適用除外となる者の推計値を除いた上で、最終的に適用労働者数としております。

適用労働者数につきましては、令和3年度の特定最低賃金の申出に当たっての数量的要件を判断する際の基準となりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

また、今後、適用使用者数及び適用労働者数が、事業場の廃止等により大幅に変動することとなった場合は、あらためてご報告する予定としております。

以上となります。

【会 長】 ありがとうございます。

只今の説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

【森脇委員】 使用者の森脇です。この資料の産業計の欄ですが、とりわけ適用使用者数の減少が14社となっております。それで、廃業になったのか、要は倒産によってこういうふうな減り方をしたのかというのを、ちょっとわかる範囲で結構ですでお聞きしたいと思います。どんな感じだったのでしょうか。

【室 長】 全部が倒産というわけではなく、業種を変更したものもありますし、産業分類の変更というものもあります。

因みに、鉄鋼の方では2事業場廃止ということになっています。はん用機械のところでは、2事業場が廃止、あと産業分類の変更で2事業場が減となっております。それから電子の方は、産業分類の変更による減が1ということです。自動車は、1事業場が廃止による減。あとは産業分類による変更で2事業場減ということになっています。それから自動車新車小売の方は、産業分類の変更によって減になっています。

【森脇委員】 前年度も同じような傾向でしたでしょうか？前々年度から前年度は減っておりましたでしょうか。

【室 長】 前年度は前々年度より少し増えておりますので、3年度は前々年度の数字くらいまでまた減ったと思います。

【森脇委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会 長】 ほかにありますか。

それではご異議がなければ、特定最低賃金の申出に係る要件として、適用使用者数及び適用労働者数を報告のとおり確認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

【会 長】 それでは、報告のとおりといたします。

それでは次に会議次第5、その他です。

最初に事務局からお話があるようですのでよろしくをお願いします。

【室 長】 まず最初に、本日の資料ナンバー3についてですが、先般、連合島根様から最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請行動がございましたので、最低賃金行政部分について、その状況をご報告いたします。

3月2日に連合島根の成相会長様をはじめ7名の方が島根労働局にお見えになりまして、労働局長に対して要請がなされました。当局は、局長、部長、関係課・室長が対応しましたが、要請の内容につきましては、お手元の資料ナンバー3のとおりです。

要請書の2ページ目を見ていただきますと、記の1のとおり「最低賃金制度について」の要請もいただいております。これを見ますと最低賃金近傍で働いている方の多くは非正規労働者であり、依然として労働者の4割を占める非正規労働者の労働条件改善は急務であり、最低賃金制度がもたらす影響は益々大きくなっているとのことで、事務局としましても最低賃金審議会が円滑に実施できるよう努めることと、労働者のセーフティーネットとして十分に機能するよう周知広報、監督指導を図っていく旨回答しております。

また、最賃額の周知と併せて、最賃額の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成制度である業務改善助成金の周知も行っております。本日は資料といたしまして業務改善助成金の青色のリーフレットを入れておりますので参考としてください。

なお、この時の意見交換の場で意見・要望がありましたが、去年は中央からの目安額が示されませんでしたので、このことに関しまして、地方での審議を円滑に進めるためにも、コロナ禍の状況ではありますが、中央において目安額を示していただくよう本省へも意見をあげております。以上、簡単ですが、連合島根からの要請行動についてご報告させていただきました。

次に、令和3年度の審議会委員による事業場視察の実施についてでござい

ますが、昨年はコロナの関係で中止しましたが、今年は今後のコロナの状況にもよると思いますが、実施するかどうかということでございます。例年ですと、7月の次年度の第1回目の審議会の日に行っておりましたが、実施の可否につきまして各委員の意見をお聞きして判断したいと思っております。

島根におきましては、最近は感染は少し落ち着いている状況ではありますが、これから3月末から4月にかけて、色々と入学や人事異動の時期になり、人も動くようになり、予断を許さない状況であるとは思いますが。

また、実施ということであれば、車に乗り合わせての移動であるとか、視察の受け入れ可能な事業所の関係もあろうかと思えます。今年度はどういふふうにしたらいいかと思っておりますが、皆さんの意見を聞かせていただければと思います。

【会 長】 それでは今、室長からありました今年の事業場視察についてですが、皆様いかがお考えでしょうか。

なにかご意見がありましたらお願いします。

【森協委員】 それでは、私の方から先に申し上げておきます。

先ほど、室長がおっしゃったとおり、これから先、どういふふうになるかというのは、予断を許さない状況であると。かつ、我々も全員が責任のある立場でございまして、そういう面ではですね、もうしばらくコロナの状況を見て、判断を先延ばしにしたらいかがかと思っております。

但し、もし実行するのであれば、万全の対策をとって行わなければいけないわけで、たとえば人数制限とか、そういうものも出てくるのかと思えます。止めるのなら止める、ということで、もう少しこの島根県の状況を見て、というふうを考えております。

こちらの方は、こういう意見です。

【会 長】 はい。それでは労側の方はいかがでしょう。

【景山委員】 はい。森協委員が言われたように、感染拡大防止が前提にあるということ



は理解をいたします。

労側の意見といたしましては、この最低賃金に関わって審議をした結果が、現場の方でどのように扱われているのかという確認は非常に有益な時間だと思っております、ぜひ、やるという前提で、どのようにしたらできるかということ、事務局サイドで検討いただいて、先ほどありましたように、最低限は公労使の代表者ということでも結構だと思っておりますので、何らかの対応ができたというふうに、今の時点では考えております。

【会 長】 その方向にしても、まあ、もうしばらくは様子を見るということよろしいですか。

【景山委員】 はい。

【会 長】 わかりました。

今、労側からは、できれば人数を減らしてでもやりたいというご意見でした。私どもが決めた最低賃金がどのような形で反映されているのかということを見るということですが。

いずれにいたしましても、ここのところ島根県でも、感染者が出たり、何日間も出なかったりということもありますし、また、これから送別会とか歓迎会とかいろいろ人が動くということもありますので、感染状況を見ながら、判断をするということにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「はい」)

【会 長】 ありがとうございます。では申し訳ありませんが、事務局の方で、感染状況を見ながら、それぞれに相談をしていただくという形でよろしく願います。

【室 長】 4月以降のところを実施するということになれば、やはり時期は7月の1回目の審議会の頃ということで、よろしいでしょうか。

【景山委員】 それで結構だと思っています。

【会 長】 それでは、時期としては7月の第1回の時に。実施するとしたら日にちはもうそこに決めるということで。

なお、実施するかどうかは、様子を見ながら判断をするということで、そこについては事務局の方で、申し訳ありませんが調整等をよろしくお願ひしたいと思います。

【室 長】 4月以降にまた、労側、使側と会長などいろいろと調整させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

【会 長】 よろしくお願ひします。

【室 長】 それでは次に、審議会の公開についてですが、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項と各種最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に「会議は、原則として公開とする。」とされております。

最近では情報公開の流れの中で、審議会等の透明化が求められているところですが、しかし、運営規程のそれぞれ同じ条文但書で「ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長・部会長は、会議を非公開にすることができる。」とされております。

今までは、「基本的には労使委員の意向による」こととし、「審議会の終了前に労使委員の意見を聞いた上で、次回の審議会を公開にするかどうか会長が決める」ということにしています。次年度もこのようなやり方でよろしいでしょうか。

なお、今年度から行っていますが、非公開分については議事要旨のみですが、公開分については議事録もホームページに掲載することとしております。また資料につきましても同様となりますが、資料については、非公開分の資料につきましても支障のない範囲でホームページ等での公開を行うこととした

いと思っております。

審議会及び議事録の公開についても、このような方法でよろしいでしょうか。

【会 長】 これまでも「基本的には労使委員の意向による」ということで、「審議会の終了前に労使の委員から意見を聞いた上で、次回の審議会を公開にするかどうか会長が決める」ということにしています。

たしかに今、情報公開ということが すごく言われておりますし、お隣の鳥取県はすべて公開ということにしておられて、いろいろと外からのご意見もありますけれど、先ほど資料については非公開部分の資料も支障のない範囲で来年度からはホームページで公開していただけるというふうなこともありましたので、どうでしょうか、基本的には次年度もこれまでと同じやり方で進めていってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【森脇委員】 こちらは結構だと思っております。

公開することの支障のない範囲とは、具体的にはどういう範囲なのでしょう。 「支障のない。」とは、よく意味が分からなくて。教えてもらってよろしいでしょうか。

【局 長】 たとえば、非公開の会議で使った資料であっても、同じ資料が別の公開の会議でも使われるような性格のものであった場合には、その部分は公開してもいいのかなと。非公開だからというのを前提に出されたものは、やはり支障があるかもしれないので、そこは慎重に扱うというものです。

【森脇委員】 支障がある、というのは誰に向かって支障があるということでしょうか。

ここの審議会の委員であるとか、審議会自身が支障があると考えられるものかどうか。

【局 長】 広く言えば審議会の運営に支障があるということであると思います。

【森脇委員】 わかりました。

【会 長】 はい。それでは景山委員、お願いします。

【景山委員】 公開をせよ、という中央からの強いお達しがあって、たぶん今日のお話になっていると思うので、全国的な流れの中で島根の審議会はどうかということになるかと思えます。ですので、昨年より前進しないといけないうろうと思っておりまして、その中の文章の公開ということではないかという理解をいたします。

ですが、私に関わってきたこの10年来では、ちょっとこれは議事録に起こしてはならない内容のこととか、議事録を公開したくない時もあったやに記憶をしていますので、今年これをスタートするのであれば、審議会の最後なりで公労使の意見を聞いて、「この部分はやめるべきだ。」というふうなことがあるのが前提ではないかなと。そういうことが「支障がない」ということになるのではないかと思いますので、ぜひそういう取り計らいを行っていただければと思います。

【会 長】 わかりました。何か事務局のほうからありますか。今の意見について。

【局 長】 今、おっしゃっていただいたとおりだと思っております。

公開するかどうかは公労使でお話しいただいた上でお決めいただくことであり、そこは公労使のご意見を伺った上で審議会として判断していただくということになるかと思えますので、特に付け加えることはございません。

【会 長】 わかりました。今後、最後のところで、再度きちんと話の内容について、また資料についても、丁寧に確認をしたいと思えます。議事録は公労使で後から確認をしていますので、その時にもそういうことについてはきちんと再度注視するようにしていかなければいけないなと思えました。

ということで、次年度もこれまでと同様、但し内容についてはより、きちんと考えていくということで進めていきたいと思えます。よろしいでしょう

か。

(「わかりました」)

ありがとうございます。

では事務局の方からは、なにかありますか。

【室 長】 事務局からはありません。

【会 長】 委員の方からは何かありますでしょうか。

はい、景山委員。

【景山委員】 先ほど、その他の前段で説明していただきました連合島根からの労働行政に対する要請書の中身ですが、今年はコロナということがあって、今日せっかく公労使のみなさんがお越しですので、参考として2ページから3ページにかけての内容です。

当たり前のことを記載させてもらってしまして、雇用を維持していくということを労使で確認をしながらやっているわけですけれども、そのことに加えていろんな助成があるということも本当のことですので、それを労働局にはきちんと周知をしてほしいと。それを我々は活用をしっかりしていくということで、当面の間、雇用の維持を図っていくということを努力することを再確認させていただきたいと思っております。

それから新たな取り組みの中では、在籍をしながら他社へ出向をしていく制度、またそれに助成をしていくという制度もありまして、その辺についてもなかなか内容が分かっていないという部分もあるので、これも局と連携をしながら我々が進めていくべき内容だということで、ご確認をいただければ、と思っております。

それから、先ほども廃業か、というような話もありましたが、倒産をしていく会社もあるだろうというふうに思います。その際には、解雇をするということがつきまとうわけですけれども、会社がなくなって解雇、会社はある

けれども解雇、といろいろなケースがあるわけですがけれども、解雇については古くから4要件というようなことをぎりぎりまで検討したのかということが問われるということですので、局に対しては厳格にそこを見てほしいということですし、労使はひるがえって、自分の会社の経営状況を踏まえた対応となっているかということを確認をするべきだということで書かせていただいております。

どれも当たり前の話ではありますけれども、皆様にも共有したいということで発言をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。使側のほうからなにかありますでしょうか。

【森脇委員】特にありません。

【会 長】そのほか委員のほうから何かありませんでしょうか。

(「ありません」)

【会 長】事務局の方からありませんでしょうか。

【室 長】1点だけですが、次回の審議会につきましては、令和3年度の島根県最低賃金について局長が必要と認めた場合に改正諮問を行いますので、そのときに開催させていただく予定です。時期につきましてはまだ未定ですので、一部の委員につきましては交代もありますので、また日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、次回の審議会につきましては事務局の方で日程調整をお願いいたします。では、次回420回会議については局長から改正諮問があった場合に開催する予定であり、例年どおり会議及び議事録は公開とします。

本日の議事録署名委員は、労働者側景山委員、使用者側森脇委員を指名します。公益側は私とします。

それでは今年度最後の審議会となりましたが、これで閉会といたします。  
お疲れ様でございました。